

令和元年度産業廃棄物対策研修（基礎）実施要綱

環境省環境調査研修所

1. 目的

産業廃棄物の適正処理の推進には、産業廃棄物行政の実務を担い、産業廃棄物処理業者を指導・監督・育成する立場にある担当者の対処能力を向上させることが重要である。

このような背景から、本研修は、国及び地方公共団体等において産業廃棄物対策業務を担当する職員に対し、業務遂行に必要な基本的な法的知識等を習得させるとともに、全員合宿による研修生間の交流を通じて相互啓発及びネットワーク形成を図ることを目的として実施する。

2. 期間及び会場

(1) 期間： 令和元年9月2日（月）～9月6日（金）まで（5日間）

※期間中は受講者全員合宿制となります。

(2) 会場： 環境調査研修所 〒359-0042 埼玉県所沢市並木3-3
TEL 04-2994-9766

3. 教科内容

次頁のとおりとする。

4. 研修予定人員

100名

5. 研修を受ける資格

次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 国及び地方公共団体等において産業廃棄物対策業務を担当している職員

(2) 研修受講に支障のない健康状態にある者

(3) 所属長の推薦を受けた者

6. 研修生推薦の有無

所属長は、研修生を推薦する場合、別紙様式による被推薦者の「略歴書」を添えて、令和元年7月24日（水）までに必着するよう環境調査研修所所長あて文書により通知すること。

なお、研修生を推薦しない場合においても、前記の推薦期限までにその旨を環境調査研修所所長あて文書により通知すること。

7. 研修生の決定

環境調査研修所所長は、6の推薦に基づいて研修生を決定の上、推薦者にその旨を通知する。

8. 修了証書の交付

環境調査研修所所長は所定の課程（原則として1割以上欠課した者を除く。）を受講した者に対して修了証書を交付する。

なお、受講の状態については、研修終了後所属長に通知する。

9. 経費

次の経費は所属長の負担とする。

(1) 往復に必要な旅費

ただし、環境省の職員については、環境調査研修所から支給する。

(2) 滞在費

ただし、国家公務員（独立行政法人職員を除く。）については日額旅費を環境調査研修所から支給する。

* 次の情報を環境調査研修所ホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

(URL <http://neti.env.go.jp>)

○ 「研修ガイドブック」（研修受講に当たっての留意事項に関する情報を掲載しております。）

○ 「実施要綱」、「略歴書」様式

<産業廃棄物対策研修(基礎) 教科内容 >

I 廃掃法の基礎的な法的知識

廃棄物該当性判断や施設設置許可審査等に関する法的知識を体系的に学び、産業廃棄物対策業務に必要な基礎的な法的知識等を整理する。

1. 廃掃法概論・廃棄物該当性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3. 0
2. 業許可の審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1. 5
3. 施設設置許可の審査(全般)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1. 5
4. 処理基準/施設基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3. 0
5. 廃掃法改正のポイント・指針等重要通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2. 0

II 不法投棄・不適正処理事案の発見・対応

不法投棄・不適正処理事案の発見・対応のために必要な法的知識を体系的に習得し、実務に対応するためのスキルを向上させる。特に立入検査の際の実務上の留意点の習得、排出事業者責任の追及のための法的知識等の習得により、実際の不適正処理事案を適切な発見し対応するための法的知識等の理解を深める。

1. 不法投棄・不適正処理事案対応の端緒
(不法投棄・不適正処理事案対応の発見、立入検査、報告徴収)・・・・・・・・・・・・ 3. 0
2. 改善命令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1. 5
3. 措置命令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1. 5
4. 原状回復(措置命令の履行・行政代執行)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1. 5

III 行政手続法・行政不服審査法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1. 5

環境省に寄せられた行政不服審査の実例等を見ながら、産業廃棄物行政実務を適正に行うための法的知識等の理解を深める。

IV 会計学の基礎知識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1. 5

立入検査や報告徴収処分の際の帳簿の見方等、会計学の基礎知識を学ぶ。

V 排出事業者責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1. 5

不法投棄事案の代執行費用等についての補助金支出に係る審査の観点から、排出事業者や事業者への責任追及のためにとるべき措置などの理解を深める。

VI 事例紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1. 5

I からVで学んだ法的知識等を適用する典型的事例を紹介し、実際の産業廃棄物行政実務に習得した法的知識等を適用し、適切に対応する能力を高める。

VII 産廃行政と暴力団対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1. 5

廃棄物行政と関連の多い暴力団の状況について理解を深め、業務の遂行に資する。

VIII その他(開・閉講式、オリエンテーション等)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1. 0

合計 27.0 時間

(注) ○教科内容は、都合により一部変更になることがあります。

○開講式は10時00分より行いますので、9時30分までに入所してください。

○閉講式は13時15分に終了する予定ですが、講義時間の延長等により若干遅れる場合があります。

○帰路の航空機や列車の時間等により、最終日の講義や閉講式等を欠席することは認めません。